

○阪神水道企業団分賦金の徴収取扱要領

制 定 昭和43年6月13日 決定
 改 正 平成元年3月13日
 平成9年3月25日
 平成26年3月31日
 平成28年3月23日
 令和元年9月20日

(趣旨)

- 1 この取扱要領は、阪神水道企業団の分賦金の分賦割合及び分賦基本水量（昭和42年10月14日議案第6号議決。以下「分賦金に関する議決」という。）第4条の規定により、分賦金の徴収の方法について定めるものとする。

(1年間の給水量)

- 2 分賦金に関する議決第1条に規定する「1年間の給水量」とは、毎年3月から翌年2月までの給水量をいう。

(徴収の方法)

- 3 I 分賦金に関する議決第1条の規定による分賦金は、IIに定めるほか、毎月末日に徴収し、その徴収する額は、次のイ、ロに定める水量に分賦金に関する議決第2条第1号に規定する額を乗じて得た額に100分の110を乗じた額とする。

(イ) 前月1日から末日までの間の給水量（以下「実績給水量」という。）が分賦基本水量（分賦基本水量から分賦金負担軽減に係る給水量の減量措置（平成28年3月23日議案第2号議決）別表の右欄に掲げる水量を控除して得た水量をいう。以下Iにおいて同じ。）の12分の1に相当する水量を超えた場合においては、当該実績給水量。ただし、当該月前のそれぞれの月の実績給水量の合計水量が、分賦基本水量の12分の1に相当する水量に当該月前の月数を乗じて得た水量（4に係る分賦基本水量への加算水量を含む。）に満たない場合においては、その不足する水量を実績給水量から控除した残水量（当該控除した残水量が分賦基本水量の12分の1に相当する水量以下となるときは、分賦基本水量の12分の1に相当する水量）

(ロ) 実績給水量が分賦基本水量の12分の1に相当する水量に達しない場合においては、分賦基本水量の12分の1に相当する水量。ただし、当該月前のそれぞれの月の実績給水量の合計水量が分賦基本水量の12分の1に相当する水量に当該月前の月数を乗じて得た水量（4に係る分賦基本水量への加算水量を含む。）を超えている場合においては、その超過する水量を分賦基本水量の12分の1に相当する水量から控除した残水量（当該控除した残水量が実績給水量以下となるときは、実績給水量）

Ⅱ 1年間の給水量が分賦基本水量を超えた場合においては、その超過する水量に分賦金に関する議決第2条第2号に規定する額と同条第1号に規定する額との差額を乗じて得た額に100分の110を乗じた額を、毎年度3月末日にⅠにより徴収する額とあわせて徴収する。

一部改正〔平成元年3月13日、平成9年3月25日、平成26年3月31日、平成28年3月23日、令和元年9月20日〕

(分賦基本水量の加算)

4 分賦金に関する議決第3条第2項の規定による分賦基本水量の加算は、1日最大給水量を超えて給水した日の属する月において、分賦基本水量の12分の1に加算するものとする。

(施行期日)

5 この取扱要領は、昭和43年4月1日から適用する。

参 考

昭和42年10月分から昭和43年3月分までの分賦金徴収方法の取扱について改正沿革 昭和42年10月16日決定

附 則 (平成元年3月13日)

(施行期日)

1 この取扱要領の一部改正は、平成元年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 平成元年度に分賦金の額は、改正後の3、Ⅰの規定にかかわらず、1年間の給水量のうち、平成元年3月1日から同年4月末日までの給水量に係る部分については、なお従前の例により算定し、同年5月1日から平成2年2月末日までの給水量に係る部分については、改正後の規定により算定した額の合計額とする。

附 則 (平成9年3月25日)

(施行期日)

1 この取扱要領の一部改正は、平成9年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 平成9年度に分賦金の額は、改正後の3、Ⅰの規定にかかわらず、1年間の給水量のうち、平成9年3月1日から同年4月末日までの給水量に係る部分については、なお従前の例により算定し、同年5月1日から平成10年2月末日までの給水量に係る部分については、改正後の規定により算定した額の合計額とする。

附 則 (平成26年3月31日)

(施行期日)

1 この取扱要領の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成26年度に分賦金の額は、改正後の3、I及びIIの規定にかかわらず、1年間の給水量のうち、平成26年3月1日から同年4月末日までの給水量に係る部分については、なお従前の例により算定し、同年5月1日から平成27年2月末日までの給水量に係る部分については、改正後の規定により算定した額の合計額とする。

附 則 (平成28年3月23日)

(施行期日)

- 1 この取扱要領の一部改正は、平成28年3月23日から施行し、平成28年3月1日から適用する。

(宝塚市の平成29年度における規定の適用)

- 2 宝塚市の平成29年度における第2項、第3項及び第4項の規定の適用については、第2項中「毎年3月から翌年2月までの」とあるのは「平成29年4月から平成30年2月までの」と、第3項及び第4項中「12分の1」とあるのは「11分の1」とする。

附 則 (令和元年9月20日)

(施行期日)

- 1 この取扱要領は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年度に分賦金の額は、改正後の3、I及びIIの規定にかかわらず、1年間の給水量のうち、令和元年9月1日から同年10月末日までの給水量に係る部分については、なお従前の例により算定し、同年11月1日から令和2年2月末日までの給水量に係る部分については、改正後の規定により算定した額の合計額とする。

